

訪問リハビリテーション  
(介護予防訪問リハビリテーション)  
運営規程

医療法人社団 武蔵野会 介護老人保健施設

グリーンビレッジ安行

## 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

第1条 医療法人社団 武蔵野会が開設する医療法人社団 武蔵野会 介護老人保健施設 グリーンビレッジ安行（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 事業所の従業員が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態または要支援状態にある利用者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能または向上を目指すものとする。
- 4 指定訪問リハビリテーション等の事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：医療法人社団武蔵野会 介護老人保健施設 グリーンビレッジ安行
- (2) 所在地：埼玉県川口市大字安行 1145

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) サービス提供責任者：1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従事者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

医師 1名以上

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上 (サービス提供責任者含む)

言語聴覚士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする (祝日を含む)。

休業日：日曜日、年末年始 (12月31日から1月3日)

(2) 営業時間：午前9時00分から午後5時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等は、当事業所が主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画 (介護予防訪問リハビリテーション計画) を作成し計画に沿って行い、理学療法士等により実施状況を医師へ報告するものとする。

(利用料等その他費用について)

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料金は、次のとおりとする。

(1) 厚生労働大臣が定める基準によるもの (別紙) とし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合額とする。

(2) 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は別添1の範囲とする。

(相談・苦情処理)

第10条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 利用者またはそのご家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意をえるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害発生時の対策と以下の措置を講ずる。

- (1) 年2回の消防訓練の実施。
- (2) 非常災害対策（地震等）の訓練は地域合同訓練等に参加。
- (3) 非常食の備蓄（3日分は確保）。

(事業継続計画 (BCP) について)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的にするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画 (事業継続計画) を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的 (年に 1 回程度) に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(大規模災害時のサービスの継続可否について)

第 15 条 感染症の発生や大規模な自然災害 (台風、大雨、洪水等) や、交通災害 (道路の破損、工事等) が発生した場合、職員が不足し通常運営が出来なくなる可能性があり、有事に置いてはこちらの都合でサービスを一時中止する場合がある。有事の際の対応は当該事業継続計画 (BCP) に従って必要な措置を講ずる。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 16 条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等取り組む。

(ハラスメント対策)

第 17 条 介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組む。従業員から利用者、家族等に対してのハラスメント、利用者、家族等から従業員に対してのカスタマーハラスメントと判断する事案があった際は、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関等への報告を行いながら対応する。事案によっては契約解除等の措置を致す。

- 2 ハラスメント相談窓口は施設管理者及び常勤勤務者が対応するものと致す。

(虐待防止のための措置)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次のとおりの措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修を年 1 回実施する。
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を講ずる。
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置を講ずる。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を実施するため委員会の設置と担当者の配置を行い、月 1 回の定期的な開催を行う。
  - (5) 前 4 号に掲げる措置をまとめ高齢者虐待防止のための指針として作成、整備を講じて、施設内で閲覧が可能な環境とする。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束について)

第 19 条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられ、切迫性・非代替性・一時性が認められる場合のみ、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限度の範囲内で行うことがある。

- 2 必要が認められ身体拘束を実施した場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行い、委員会内で検討を行っていく。
- 3 事業者として、身体拘束をなくしていくために委員会の開催、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組む。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 当事業者は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 採用時研修      | 採用後 1ヶ月以内 |
| (2) 継続研修       | 年2回       |
| (3) 感染防止に関する研修 | 年2回       |
| (4) 安全管理に関する研修 | 年1回       |
| (5) 消防に関する研修   | 年2回       |
| (6) 虐待防止に関する研修 | 年1回       |
| (7) 安全運転に関する研修 | 年1回       |

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族に秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団武蔵野会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規定を、平成29年2月1日から施行する。
2. この規定を、平成30年10月1日から施行する。
3. この規定の改正を、令和6年4月1日から適用する。

## 別添1 実施地域一覧

- ① 埼玉県川口市全域
- ② 埼玉県蕨市一部  
北町1～5丁目
- ③ 埼玉県草加市一部  
新栄町、清門町、新善町、原町1～3丁目、北谷1～3丁目、松原1～5丁目  
苗塚町、花栗1～4丁目、草加1～5丁目
- ④ 埼玉県越谷市一部  
新川町1～2丁目、七左町1～8丁目
- ⑤ 埼玉県さいたま市緑区一部  
大間木、大門、東浦和1～9丁目
- ⑥ 埼玉県さいたま市南区一部  
文蔵1～5丁目、太田窪5丁目、大谷口